

(訟ろー06)

平成29年7月25日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 吉田智宏

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 澤村智子

最高裁判所事務総局総務局参事官 福家康史

最高裁判所事務総局経理局総務課長 一場康宏

法廷及び少年審判廷における逃走事故の発生防止のための取組及び逃走事故が発生した際の留意点について（事務連絡）

法廷及び少年審判廷における逃走事故防止策の検討や逃走事故が発生した際の対応案の策定については、これまでも逃走防止に関する事務連絡等により繰り返し検討や取組をお願いしてきたところですが、今般、逃走事故の発生を防止するための取組や逃走事故が発生した際の留意点について、改めて別添のとおり整理しました。

ついては、裁判官を含む関係職員に本事務連絡を周知し、従前の事務連絡等の内容も併せ参考にして、組織全体として逃走事故の発生を防止するとともに、仮に、逃走事故が発生した場合に適切に対応できるよう、各庁において検討、取組を進めてください。

なお、勾留質問室において逃走事故が発生した場合など、法廷及び少年審判廷以外の場所も含めた裁判所庁舎からの逃走事故防止策等については、平成28年3月23日付け経理局総務課長、刑事局第二課長及び家庭局第一課長事務連絡「裁判所庁舎における逃走等防止策について」を発出しておりますので、併せて参照してく

ださい。

おつて、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所事務局長から伝達してください。

法廷及び少年審判廷における逃走事故の発生防止のための取組及び逃走事故が発生した際の留意点について

はじめに

裁判所職員の人数・庁舎の構造・部署の配置等は、庁ごとに様々であるため、有効な対応策も各庁で異なる。全国で一律の方策を採用することは適當ではなく、各庁において、その実情に応じた方策を検討する姿勢が重要である。

以下は、有益と思われる視点の一例である。

(◎は、検討の際に留意すべき点)

第1 刑事事件

1 逃走事故発生時における身柄確保についての法的整理

(1) 身柄確保のための法的手段の検討

勾留中の被告人が法廷から逃走を試み、護送職員（刑務官を含む拘置所職員及び護送を行う警察官をいう。）の支配を脱する前の時点でその身柄を確保する手段として、以下の権限（法的根拠）によることが検討できる。

ア 護送職員が有する権限（法的根拠）に基づく法的手段

(ア) 刑事収容施設法 77条1項

被告人の護送を行っているのが刑務官である場合には、刑事収容施設法 77条1項に基づき逃走行為を制止、拘束又は必要な措置を執ることができる¹。

(イ) 現行犯人逮捕（刑事訴訟法 213条）

護送を行っているのが警察官の場合でも、逃走未遂罪（刑法 102条、97条）を被疑事実として現行犯人逮捕（刑事訴訟法 213条）

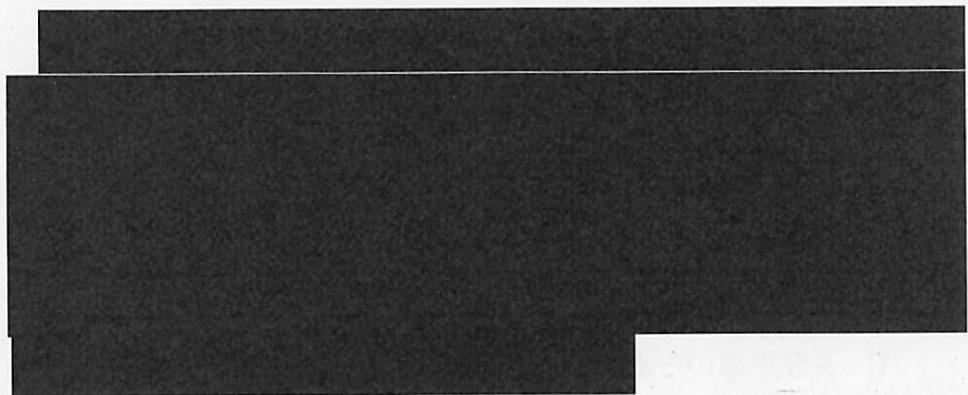
¹ 護送を行う警察官には、刑事収容施設法 77条1項（制止等の措置）は適用されない。

する²ことができる³。

イ 裁判所が有する権限（法的根拠）に基づく法的手段

（ア）法廷警察権に基づく身柄確保

逃走を試みた被告人が開廷中の法廷内にいるなど、裁判所の法廷警察権が及ぶ場合には、法廷警察権に基づく命令によって被告人の身体を拘束するという手段を執ることができる（刑事訴訟法287条1項ただし書）。



（イ）庁舎管理権に基づく身柄確保

² 法律上は、私人（職員を含む）による現行犯人逮捕も可能である（刑事訴訟法213条）。

³ なお、被告人が護送職員の支配を完全に脱した後の時点では、刑務官が収容のために連れ戻す（刑事収容施設法81条1号）、警察官が逃走既遂罪（刑法97条）を被疑事実として通常逮捕するなどの手段が考えられる。

⁴ なお、一般的には、法廷警察権行使のための補助機関としては、廷吏（裁判所法63条）、裁判官会議又はその委任を受けた裁判官により命ぜられた裁判官以外の裁判所職員（法廷の秩序維持等にあたる裁判所職員に関する規則1条）、裁判長又は開廷した1人の裁判官の派出要求により派出された警察官（裁判所法71条の2、72条）等である（河上和雄ほか編・大コンメンタール刑事訴訟法第2版第6巻40頁参照）。護送職員は、身柄を拘束されている被告人の在廷・退廷について法廷警察権に基づく裁判長の指示に従うほか、これに対する戒具の使用についても裁判長の命令により行うものとされている（平野龍一=松尾浩也編・新実例刑事訴訟法II388頁参照）。

(2) 護送職員が有する戒護権又は警察権⁶と裁判所が有する法廷警察権との関係

裁判所の法廷警察権が及ぶ範囲内においては、一般的に法廷警察権が戒護権 ((1)ア(ア)) 及び警察権 ((1)アイ)) に優先するとされている。

しかし、被告人の逃走という異常事態発生時には、裁判長の命令を待つ余裕のない緊急事態として、拘置所職員が自らの判断で戒護権を行使することができ、開廷中の法廷内であっても拘置所職員が身柄確保の責任を免れるものではないとされている⁷。また、護送職員又は護送職員以外の警察官による現行犯人逮捕についても、開廷中の法廷内において裁判長の了承（黙示のものも含む。）の下に行うことができる。

(3) 身柄確保のため裁判所が果たすべき役割

このように、護送職員及び護送職員以外の警察官は、被告人の身柄を確保する法的手段を有しており、緊急時においては法廷警察権が及ぶ場合でも行使を妨げられない上、身柄確保についての訓練等も経ている。

⁶ 警察権については、護送職員以外の警察官が有する場合も含む。

⁷ 前掲新実例刑事訴訟法II 388頁、389頁参照。

⁸

他方、被告人が逃走しにくいようにするため、裁判所側としても、運用面及びこれと連動した設備面について、あらかじめ配慮する必要がある。

2 逃走事故の発生防止策の検討

<逃走事故防止策の検討に当たっての基本スタンス>

- 職員において、日頃から、逃走事故に対する運用面及び設備面についての備えの必要性に関する意識を高める取組を行う。



意見交換を行うとともに、その結果も踏まえながら、裁判所内において継続的に運用面の点検を行う。

- 護送職員による身柄確保が可能となるような仕組みを、関係者の安全に配慮しつつ、講じる。



可能なものか

ら、順次、改善に努めていく。

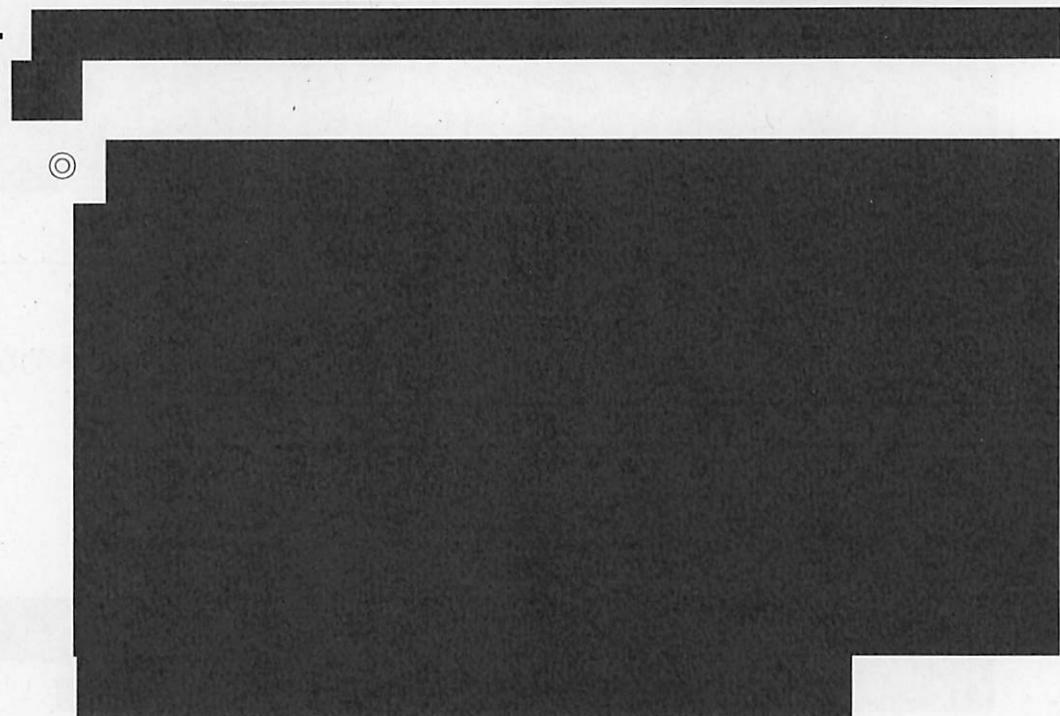
- 以上を踏まえて、裁判所内、さらには護送機関との間で定期的に訓練を行い、その結果を検証して取組の改善を図っていく。



【有用と思われる方策の例】

- 逃走が生じやすい場面の分析と対応策の検討

対応策の例 :



【考えられる設備面での方策】

今回示した有益と思われる視点の一例を踏まえて、各庁において、改めて取組を確認、検討等していくことになるが、[REDACTED]～被告人が逃走しにくくなるための運用面と連動した設備面の配慮は、経理局総務課施設総括係から追って指示する。

9

10

3 逃走事故発生時の対応

＜逃走事故発生時の対応の基本スタンス＞

【刑事法廷からの逃走事故のモデル（具体的な視点及び検討内容）】

ここで示すモデルは、飽くまで一例であり、各庁の実情に応じた具体的な方策の検討が必要である。

＜第0段階：期日前の準備＞

目的：事前の情報収集及び当該情報を踏まえた態勢の確認

- ・ 必要な施錠¹²、危険物の撤去¹³、警報ブザーの利用等の基本的ルールの周知及び遵守

11

12

13

- ・ 警報ブザー等の設備、備品の定期点検

<第1段階：逃走現認直後>

目的： [REDACTED]

- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]

◎ [REDACTED]

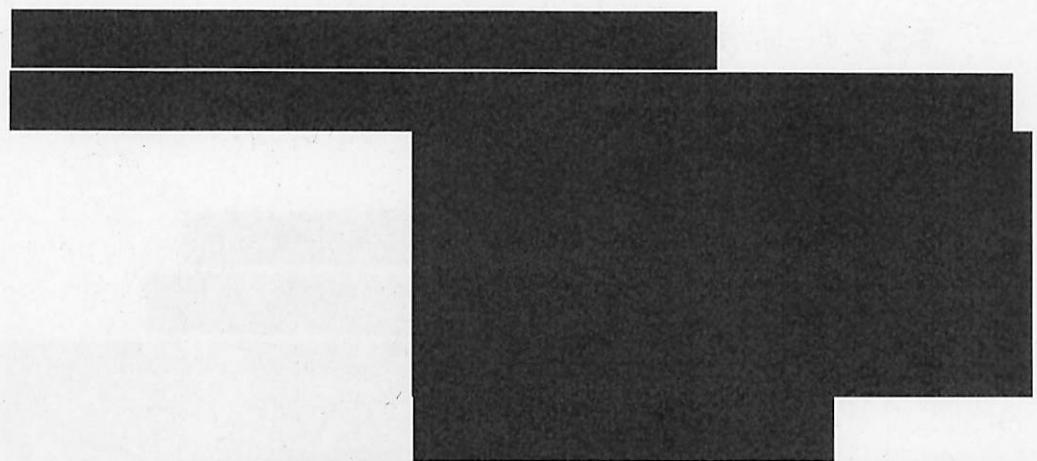
<第2段階：[REDACTED]>

目的： [REDACTED]

14 [REDACTED]

15 [REDACTED]

16 [REDACTED]



①

②

①

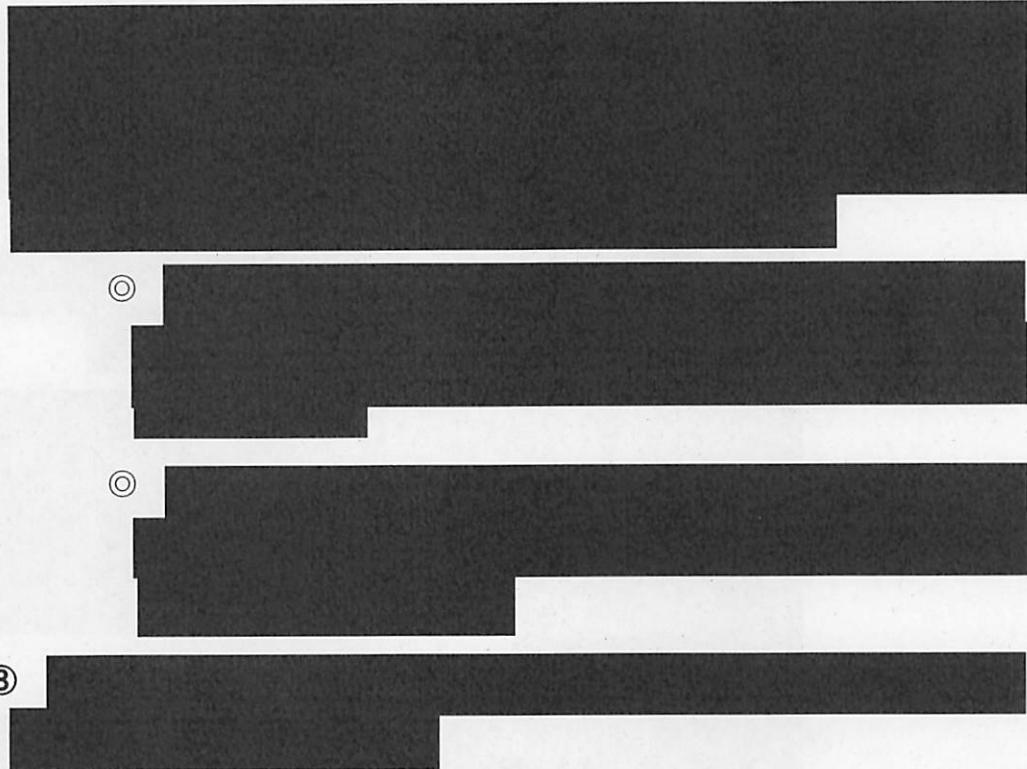
②

②

17

18

19



<第3段階：その後の対応>

目的：[Redacted]

◎ [Redacted]
① [Redacted]

②

◎

◎

◎

③ 報道機関への対応を行う。

報道機関は、以下のような客観的事実関係のほか、逃走の原因、責任の所在、所長コメントなどを求めてくる。報道対応は、対応開始までに長時間を要すると、強い反発を招きかねないので、早めに検討に着手する。

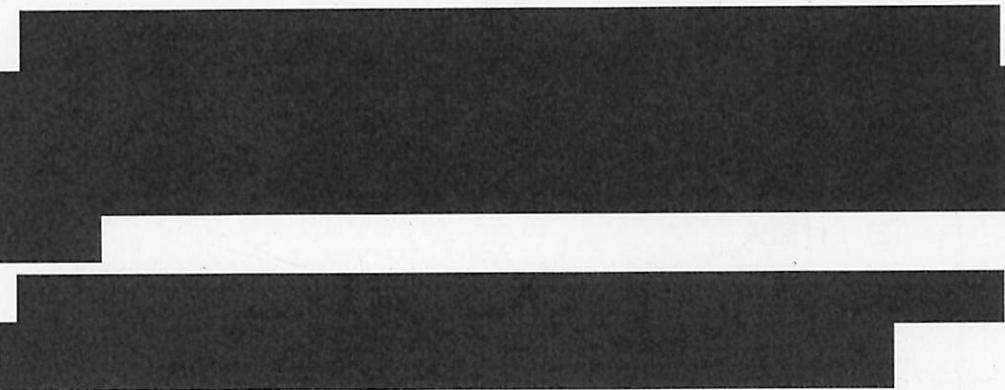
刑事事件の場合は、

につき、原序の長の判断で回

答して差し支えない。

21 ただし、

場合には、公表しない。



なお、原庁の長の判断で公表を行った場合でも、事後的に上級庁への情報提供を行うべきであることに留意されたい。

第2 少年事件

【少年事件における逃走事故発生時の対応】

第1の2の「逃走事故の発生防止策の検討」(<逃走事故防止策の検討に当たっての基本スタンス>及び【有用と思われる方策の例】のうち「・ 逃走が生じやすい場面の分析と対応策の検討」の部分) 及び同3の「逃走事故発生時の対応」に記載されている各事項は、基本的には、少年事件についても当てはまるものの、少年事件に特有の事項については、別途検討する必要がある。

なお、少年事件に特有の事項に対する検討の視点としては、以下のようなものが考えられる。

※ 職員による少年鑑別所までの護送時における逃走防止等の取組に当たつての視点については、別途お知らせする予定である。

<刑事事件との相違点（検討の視点）>

- 1 審判非公開の原則（少年法22条2項、61条）
- 2 少年鑑別所に収容観護中の少年は、「既決又は未決の者」ではないから、

逃走しても（加重）逃走罪（刑法97条、98条）が成立しない。

3 少年事件に特有の関係者

- (1) 家裁調査官
- (2) 付添人
- (3) 保護者
- (4) 少年鑑別所職員

4 少年の情操に対する配慮

【少年審判廷内からの逃走事故のモデル（具体的な視点及び検討内容）】

<第0段階：一般的な検討及び審判開始前>

刑事法廷からの逃走事故のモデルの第0段階に記載された事項以外の視点は以下のとおり

- ・ **家裁調査官**



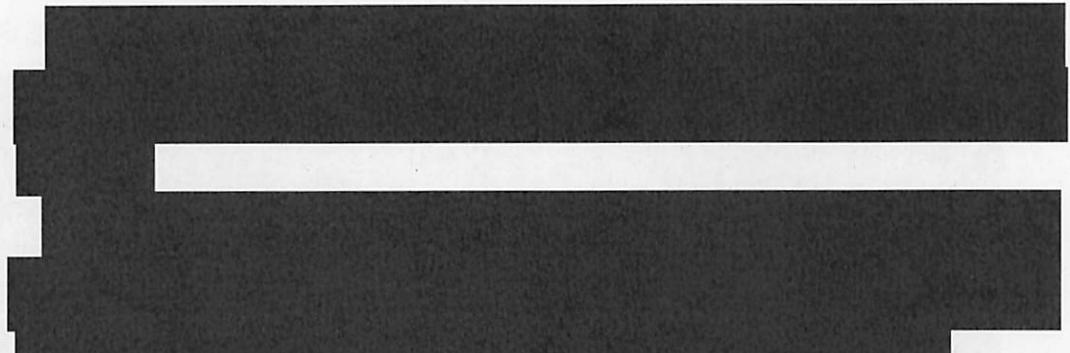
- ・ **付添人**



- ・ **保護者**



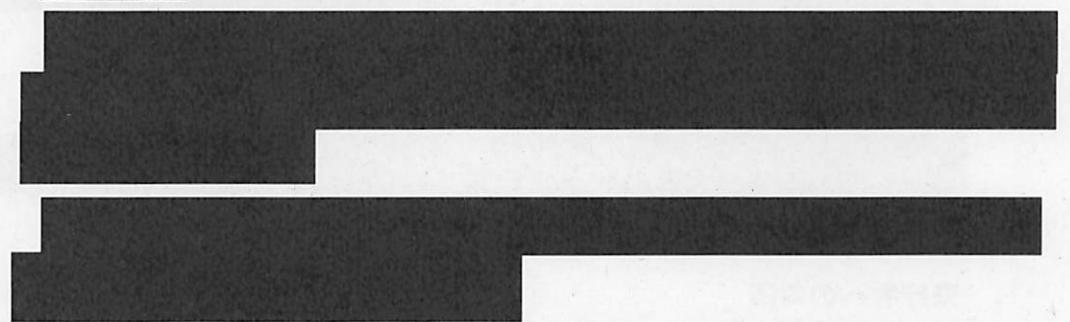
・ 少年鑑別所職員



(少年の情操に対する配慮)



(審判非公開の原則)



<第1段階：逃走現認直後>

刑事法廷からの逃走事故のモデルの第1段階に記載された事項以外の視点は
以下のとおり

少年鑑別所に収容観護中の少年は、「既決又は未決の者」ではなく、逃走しても（加重）逃走罪（刑法97条、98条）が成立しない

<第2段階 : [REDACTED]>

刑事法廷からの逃走事故のモデルの第2段階に記載された事項以外の視点は以下のとおり

- ・ 少年審判廷に駆けつける際の留意点

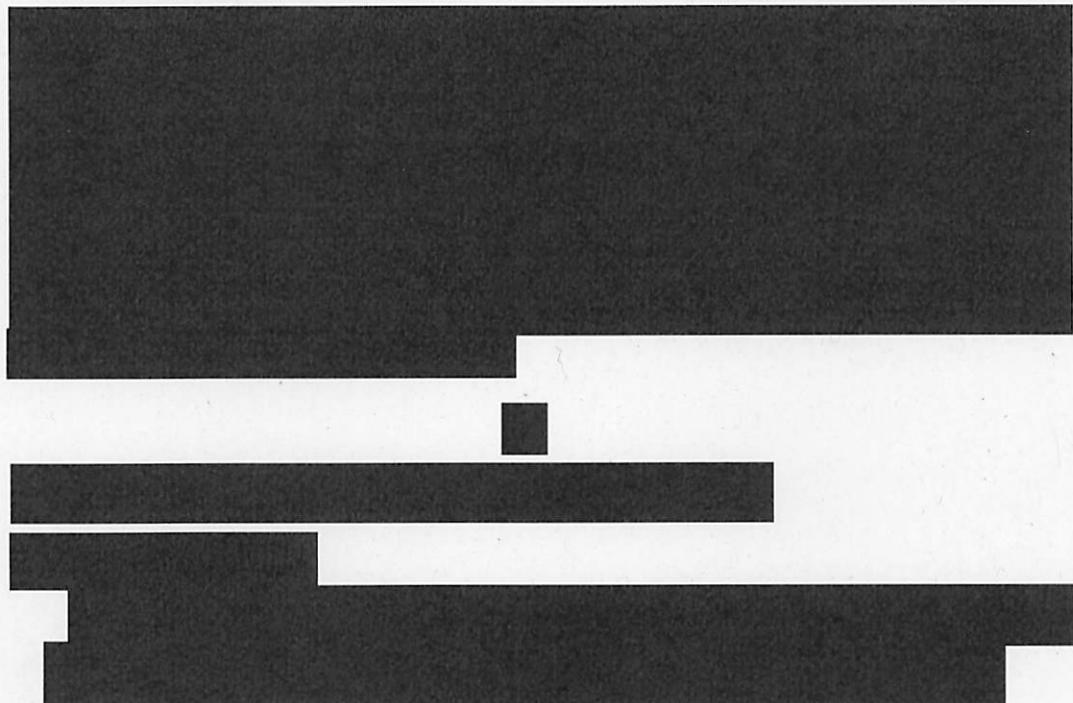
- ・ 家裁調査官

- ・ 来庁者への対応

<第3段階：その後の対応>

刑事法廷からの逃走事故のモデルの第3段階に記載された事項と同じ。

なお、少年事件における報道対応については、刑事事件と異なり、審判非公開の原則の趣旨を踏まえて、対応の要否、範囲等を慎重に検討する必要がある。



²³ これ以外の事件類型について報道対応が必要と考えられる場合には、通常どおり、上級庁に対する求意見等の手続を経た上で対応することとなる。

²⁴

²⁵

²⁶

²⁷ 報道対応の要否、方法及び範囲は、従前の報道内容や事件の内容等を踏まえ、少年が特定される可能性や周辺住民等への影響等を考慮して判断する。なお、具体的な対応について疑義が生じた場合に、上級庁に対する求意見を妨げるものではない。